

参 考 资 料

— 用 語 解 說 —

〈ア行〉

インバウンド需要

訪日外国人観光客による国内での消費需要。

インランドデポ

港湾、空港以外の内陸部にある貿易貨物輸送基地。輸出入貨物の通関機能と保税機能に加え、貨物の保管や集配送を行う。

運河

船舶移動などのために人工的に作られた水路。

〈カ行〉

開港

外国貿易のために開放された港として「関税法」の規定により指定された港。

外貿

外国貿易のこと。輸出、輸入のこと。

空コンテナ

何も積載されていないコンテナ。

岸壁

船舶を接岸、係留させて、貨物の積み卸し、船客の乗降等の利用に供する施設（水深 4.5m 以上のものが岸壁と呼ばれる）。

寄港

目的地まで航海中の船が途中の港に立ち寄ること。

グローバルバリューチェーン

企業が生産工程の最適化を図るために、複数国にまたがって財やサービスの供給・調達を行うこと。

係留施設

船舶をつなぎとめる施設（岸壁、係船浮標、係船坑、さん橋、浮さん橋、物揚場及び船揚場など）。

広域防災拠点

市町村域を越えた広域行政圏において、あるいは都道府県域を越えた都市圏等において応急復旧活動の展開拠点となる施設や、被災地内への救援物資の輸送の中継拠点となる施設など。

公共貨物

公共埠頭（公共事業で整備され、不特定多数の荷主、船会社などに利用される埠頭）で取り扱われる貨物。

閘門(こうもん)

水位の異なる河川や運河、水路の間で船を上下させるための装置。

航路

船が港に出入りするために設けられた水路のこと。

港湾管理者

港湾法に基づいて港を作り、管理する公共的責任者。

港湾区域

港湾法で定める手続きにより、国土交通大臣又は都道府県知事が港湾管理者の権限の及びうる範囲として認可した水域。

港湾計画

一定の水域と陸域からなる港湾空間について、計画的に開発・利用・保全を行うため、港湾管理者が港湾法に基づいて定める基本的な計画。

港湾計画の改訂

既定の港湾計画の内容を見直し、改めなおすこと（港湾計画では新たに計画を策定する場合を「新規」とし、既定の計画を変更する場合については、大幅に変更するものを「改訂」、部分的に変更するものを「一部変更」、一部変更のうちでも軽易なものを「軽易な変更」として区分）。

港湾法

交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的として、1950年（昭和25年）5月31日法律第218号として制定。

国際拠点港湾

国際戦略港湾以外の港湾であって、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾（平成 23 年 3 月 31 日の港湾法改正に伴い、特定重要港湾から国際拠点港湾に名称変更）。

国際コンテナ戦略港湾

「海洋国家日本の復権」の一環として、大型化が進むコンテナ船に対応し、アジア主要国と遜色のないコスト・サービスの実現を目指すため、「選択」と「集中」の考えに基づき、指定された港を指す（平成 22 年 8 月に阪神港と京浜港が選定）。

国際戦略港湾

長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であって、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾。

コト消費

一般的な物品を購入する「モノ消費」に対し、「体験」を対象とした消費活動のこと。

コンテナ

貨物、特に雑貨輸送の合理化のために開発された一定の容積をもつ輸送容器（主にアルミ製で、サイズは長さを表し、20（約 6 メートル）・40（約 12 メートル）フィートが主流）。

コンテナヤード

コンテナターミナル内で、コンテナの受け渡し、蔵置、集積などを行う場所。

〈サ行〉

サプライチェーンマネジメント

自社内あるいは取引先との間で受発注や在庫、販売、物流などの情報を共有し、原材料や部材、製品の流通の全体最適を図る管理手法。

集貨

主として、定期船で輸送する貨物を集める営業活動。

重工業

鉄鋼業・非鉄金属工業・化学工業・機械製造業など、重量の大きな生産財・資本財・耐久消費財を生産する工業。

浚渫(しゅんせつ)

海底の土砂を掘削すること。航路、泊地の水深を維持するため、又は環境保全、浄化のため行われる。

重要港湾

国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であって、国の利害に重大な関係を有する政令で定められた港湾。

親水空間

海や川などに触れることで、それらに対す親しみを深めることができる空間。

水面貯木場

主に原木を水面に浮かべて保管する場所。

専用岸壁(貨物)

専ら特定企業の活動に資する岸壁(専用岸壁で取り扱われた貨物が専用貨物)。

創貨

港湾背後圏への産業集積により貨物を創出すること。

<夕行>

耐震強化岸壁

大規模な地震が発生した場合に、被災直後の緊急物資及び避難者の海上輸送を確保するために、通常のものより耐震性を強化して建設される岸壁のこと。

第4次産業革命

AI、IoT、ビッグデータ等の情報技術にによって引き起こされる、社会構造や産業構造の変革。

地方港湾(Local Port)

国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾で、概ね地方の利害にかかる港湾。

特定重要港湾

重要港湾の内、特に外国との貿易を進めるために決めた港で、全国 23 港ある（平成 23 年 3 月 31 日の港湾法改正に伴い、特定重要港湾から国際戦略港湾、国際拠点港湾に名称変更）。

〈ナ行〉

内貿

国内の海上輸送のこと。移出、移入のこと。

内航

船で国内の港から港へ荷物を運ぶこと。

南海トラフ巨大地震

プレート境界の沈み込み帯である南海トラフ沿いが震源域と考えられている巨大地震のこと。

〈ハ行〉

バース

港湾で荷役、旅客の乗降などを行うための岸壁、栈橋、ブイ及びドルフィン等施設の船舶係留場所のこと。

背後圏

その港湾で取扱う貨物の大部分の物の発生源、到着地となっている地域。

泊地(はくち)

船が安全に停泊できる海域のこと。

バルク貨物

穀物・石炭などのように包装せずに積み込まれる貨物を指す。

阪神工業地帯

大阪府・兵庫県を中心に和歌山県の一部にまで広がる工業地帯。

バンプール

空コンテナの置き場。

ひょうごインフラ・メンテナンス 10 箇年計画

計画的・効率的に社会基盤施設の老朽化対策を推進するために策定した、10 年間（H26～H35）の維持管理・更新計画のこと。

フェニックス計画

臨海部に発達した大都市とその後背地をふくめた広域圏を対象に、複数の自治体が県境を超えて共同で利用する広域処分場を海面に整備し、廃棄物の収集・処理・処分を広域的に行うことに加え、埋立跡地に大規模な人工島を造成する計画。

埠頭（ふとう）

船舶が接岸して荷役、旅客の乗降を行う場所。

プレジャーボート

ヨットやモーターボートなどスポーツ・レクリエーションで使う船のこと。

防潮堤

海岸線付近で現地盤を盛土またはコンクリート打設によってかさ上げし、高潮・津波などによる海水の侵入を防止するための施設。

<マ行>

マリーナ

ヨットやモーターボートなどのプレジャーボートの係船、保管などのサービスをする施設。

モーダルシフト (Modal shift)

輸送のモード（方式）を転換すること（トラックによる貨物輸送を船または鉄道に切り替えようとする事）。

<ラ行>

リードタイム

発注（受注）から納品までに要する時間。

臨港道路

港湾区域において、円滑な輸送をおこなうための幹線道路。

<C>

C I Q

関税 (Customs)、出入国管理 (Immigration)、検疫 (Quarantine) の略で、人や貨物の国際的な移動の際に必要な手続及びその施設のこと。

<R>

RORO 船

貨物をトラックやフォークリフトで積み卸す (水平荷役方式) ために、船尾や船側にゲートを有する船舶。

<T>

TEU (Twenty-foot Equivalent Units)

20 フィート (コンテナの長さ) 換算のコンテナ取扱個数の単位。20 フィートコンテナ 1 個を 1TEU、40 フィートコンテナ 1 個を 2TEU として計算。